神野委員長、大森委員記者会見

平成18年6月6日

司会

それでは、ただいまから新地方分権構想検討委員会委員と21世紀ビジョン懇談会委員との意見交換についての記者会見を始めさせていただきます。本日の出席者は、今ご説明のとおり、委員長の神野委員長とそれから大森委員でございます。なお、本日の配布資料は特にございません。

それでは、神野委員長、まず。

神野委員長

委員長を務めさせていただいております神野でございます。今日は、ビジョン懇の方と意見交換会をさせていただきました。出席をいたしましたのは、私と、それから委員長代理の小幡委員と、それから専門委員から大森委員にご出席いただいております。ビジョン懇の方は、大田座長とそれから本間委員、お二方で、宮脇委員がご都合つかずという形でございました。

冒頭、私の方から、私ども地方六団体としての意見を言うという立場にはありませんからということをお断りしておきました。私どもは、地方六団体に対してアドバイスをするという委員会で、六団体に対して委員会としての意見を申し上げたので、それ以外のことを言うということであれば、地方六団体の立場ではなくて、個人的な研究者としての立場で物を申し上げたということをお断りしておきました。

冒頭、大田座長の方から、ビジョン懇の報告書について、概要の説明が ございました。それに対して、時間もありませんので、私の方から、全体 についての意見を求められましたので、私が申し上げたのは、既にビジョ ン懇とは1回意見交換会をさせていただきました。大田座長の方からお話 もありましたが、そのときにはそう大きな隔たりはありませんでしたねと いうお話がございましたので、その前の交換会のときには、全体の方向性 ないしは方針みたいなものはそう変わらないというふうに言ってもいいか もしれないということを申し上げております。

それから、パーツパーツですね。ジクソーパズルであれば、1つの小片ごとの議論をそのときはしたので、パーツごとの議論を意見交流の場で行いましたけれども、そのときには、ここでは大きな対立はあるけれども、ここでは対立していませんよねということで終わったというのが私の認識で、そのパーツパーツを組み立てて、今度は図柄を出してみました。大田座長の方も、このビジョン懇の報告書というのは、1つの全体の体系をな

しているものであるというお話でしたので、私どもの中間報告も、それ自体 1 つの体系として出していって、1 つの図柄を描いていますと。でき上がった図柄を見ると、大きく違った図柄になっているというのが私の印象だというふうに最初に申し上げました。

その最大の理由は、お手元に、もしもこのビジョン懇の報告書をお持ちであればお開きいただければと思いますが、工程表というふうにございます。この工程表を見てみると、短期と中期が3年で長期が10年と、こうなっているわけですが、短期、中期、長期と。短期に当面取りかかるところとして、税源配分の見直しのところを見ると、税源移譲の制度設計の検討となっております。税源配分の見直しで、中期のところに国と地方の税収の1対1ということになっていて、国税と補助金から3年間で5兆円規模の税源移譲をするというふうに、中期のところで税源移譲が実現すると、こういう書き方になっている。短期のところを見ると、交付税改革のところを見ていただいても、新型交付税19年度から導入、それから不交付団体の拡大で、19年度予算において、所要の歳出削減、こういうふうに書いてあるわけです、交付税のところについて言うと。ここは19年度予算からとっかかるんですねと。

補助金のところについては、見当たらないのですけれども、強いて言え ば、1の新分権一括法のところに含む補助金改革というふうになっていて、 地方制度調査会等で検討に着手と、こういうことになっていて、これで見 ると、三位一体の改革という言葉を使われておりますが、私の理解では、 三位一体の改革というのは、補助金の削減と交付税の削減が先行してしま って、税源移譲が先送りになったときに、税源移譲を先送られては困ると いう抵抗の言葉として三位一体の改革というのが出たはずです。私はその とき、分権推進改革会議でもこの問題については反対しましたというふう に申し上げて、これは同じように分権推進改革会議のときでも、でも長期 に言えば、税源移譲というのは書いてありますよというふうに言われたん ですが、それは困ると。全部一緒にやってもらわなくちゃ困る話なんです。 つまり、交付税を税源移譲すれば、不交付団体が増えて、交付税は減りま すよねとか、全部リンクする話であって、補助金を切ったらこうなって、 全部3つ一緒にやりましょうというふうなことを言ってきたのに、これに ついては、私どもの考えている分権改革の図柄と大きく相違しているとい うのが全体の図柄なのではないかというふうに申し上げました。

特に私が心配しているのは、前回の税源移譲の先送りのときには、補助金改革というのを先に着手して、というのは特定財源ですね。それを先に削減しておいて、そして税源移譲を後で送ったということですので、まだいいんですが、今回もしもこれでいくと、補助金改革についてはあまり書いてありませんので、まず交付税を切っちゃうと。これを同じ一般財源ですから、それを後でもって税源移譲先送っているというのは、これは非常に困るというお話をしたところでございます。

そうすると、お答えの方は、それは誤解ですと。これは三位一体でやることになっているので、交付税を削減すれば、あるいは補助金を削減するということがあれば、それは必ず税源移譲で埋め合わせるということが書いてあるということです。でも、それはそう読めませんよねと。税源移譲の制度設計の検討と書いてあって、短期のところでは。中期のところでは。中期のところでは。中期のところれば、誰が見ても、これは後でやるということになるんじゃないか。検討しかないんですから。これはまだ、税源移譲の税目を、どういう具体的な税目で、何をどうするればはまだ、税源移譲の税目を、どういう具体的な税目で、交付税やさいうのは決まっていないので、書いていないだけであって、交付税やがというのは決まっていないけれども、そういう形態でやりますという話でございましたので、そうであるとすれば、誤解のないようにもお話でございましたの方では書き直しますと、わかるようにということでございました。

ただしということがございまして、これは本間委員からですが、分権改革というか、この三位一体の改革だけではなくて、もう一方で、歳入歳出一体の改革というのが行われますよと。そこでは、当然のことながら、ボリューム、量的なこと、つまりここに書いてあるのはストラクチャー、構造だけの話であって、全体の量については別な論理が入ってくるので、つまり歳入歳出で一体削減していくという全体の量を削減するということが入ってくるので、地方団体の方では、補助金と交付税を削減されたらば、それを埋め合わせるだけの税源移譲が行われるというふうに理解してもらっちゃ困る。つまり、全体の使える財源そのものは別な論理で縮小されていく。だけれども、中できちんと保障するというのは変わりありませんということでございました。

ボリュームはそういう話であれば、それであともう1つの大きな違いと

して、私どもが申し上げたのは、私どもの委員会の提案というのは、国民の生活を支えるような公共サービス、特に人々の生活を支えるようなサービスは、これから少子高齢化社会に向かって増やしていかなくちゃいけない。両立支援サービスでも何でもですね。地方自治体から出ているサービスを増やしていかなくてはいけないので、ボリュームと言われたときに、むしろ国が行うような所得再配分、つまりお金の給付は減ったとしても、サービスの給付というのは増えるはずなので、地方自治体の役割は増加しているということを想定しているんだけれども、そのことが大きく違うのではないかというご質問をいたしました。いや、それはそうではなくて、少子高齢化に向かって、そのボリュームが伸びていくというのは認めるんだけれども、その伸び率を抑制していくんだという、そういうお話だったということですね。ならば、誤解のないようにそこは書いておいてくださいと。

大森先生から後で補足していただきたいと思いますが、大森先生からもご指摘がございまして、4ページのように、地方においても簡素で効率的な小さな政府をつくると、第2原則で書いてあるわけですよね。国の役割はかなり財政的には減ってくるんだけれども、地方でサービスを出していくときは、もちろん無駄なところは切っていくというのは当然のことなんだけれども、役割が増えていくということであるとすれば、効率的でで、なけれども、役割が増えていくということであるとすれば、効率的でで、額そのものが多いか少ないかということではなくて、機能の話なので、今まで家族内で行っていたサービスとか、あるいはコミュティ、共同体で行っていたサービスなどが、これから大きな産業構造の変化に伴って、女性たちも社会的に進出していきますので、当然のことないかくないに供給していかざるを得ない。それは地方自治体の役割ではないからでして見れば、効率的になるのではないかという意見を申し上げました。そのとおりで、主張したことは含まれている。

これは小さな政府というのは、今言ったように、伸び率を何か抑えていくという意味だということのようですので、そうであるとすれば、それはちゃんとそういうふうに書いてくださいというふうに申し上げて、これも直していただけるというご回答だったと思います。

それから、その後、個別の論理に移りました。私どもの提案と中間報告

と大きな相違点は、私どもは地方財政の主要な収入源である地方税から入っているわけですね。内容を見ますと、地方行財政会議が入っておりますが、具体的な中身の話から言うと、一番重要な地方税から入り、地方税、交付税、補助金、地方債と、こう入っていっているんですが、なぜ提案が地方債から入るんでしょうか。これは内容の大きな相違ではないかというふうに申し上げました。

ちょっと説明は私たちあまりお答えができませんが、ここではよく理解できなかった点もあって明確に説明できませんが、そういう力点の置き方が違いますねと。そして、しかしビジョン懇の方は、新分権一括法というのをまず強調し、ここで補助金などを切ることから入っていますという議論、説明がございました。しかし、この新分権一括法では、29次地方制度調査会「等」において、今週秋までに検討するということの記述でございますので、こうした地方制度調査会のようなところではこれはできないではないでしょうかと、こういうことは。むしろ個別法の改正までに立ち至るとすれば、私どもが提案しているような地方行財政会議のような場をつくってやらないと無理なのではないかというふうに申し上げたところなんだけれども、「等」だと。調査会等で、等はちゃんとしっかりということで大森先生おっしゃったんですが、「等」というところで書くということで

それから、私どもが強調している税源移譲などについても、税源配分の見直しなどについても、量的なものは書いてありますけれども、やはりどういう税金をどういう原則のもとに配分を見直すのかということにほとんど触れられていない。この点も、できれば説明してもらわないと、どの程度本気なのかというのがわからない。それから、もう1つ重要な点は、この税源の見直しと同時に、内容がほとんど書かれていないのは、補助金の改革であるということですね。補助金の改革については、わずか4行で、この補助金の改革がこの間行われたというか、今度行われた三位一体の改革によっては、補助率の引き下げに終わってしまって、本来自由度を高めるような補助金の削減や廃止をしなければならないというのにもかかわらず、自由度を高めるような打り方を提示しないとこれは進まないというふうに申し上げましたところは、これはご賛同いただいて、補助金改革を国庫補助負担金の改革とした上で、自由度を高めるような方向性の改革の文

章を盛り込んでいただけるというふうに、私の方では了解しております。 特に、本間先生について、この点についてもご了解いただいたというとこ ろです。

新型交付税、その次に交付税の問題に移りまして、新型交付税というようなこと、これ面積、人口だけでやるといってもこれどうするんでしょうかということですが、ご説明は、現在皆さんもご存じのとおり、交付税は基準財政需要と基準財政収入を出しておいて、その差額について負担するということになっているわけですが、基準財政需要を計算する上において、いろいろ義務付けたり何かしているものがあるので、そうではない部分、1割と座長がご説明いただいた、基準財政需要の中の1割、これを面積と人口で計算するんだというご説明でございました。

ということでしたが、その方式をやると、仮に1割だとしても、ナショ ナルミニマムであろうとナショナルアベレージであろうと、地方団体にど れだけの財政需要が必要で、国民としてというか、1つの国民としてどれ だけの財政需要を最低限であろうと標準的なものであろうと、保障すると いったときに、それを出す根拠と配る論拠が分かれちゃいますよねと。つ まり、面積と人口で説明できる部分が仮に1割あったとしても、それは配 る論議であって、需要を積み上げていく論にはなりませんよねと。そうす ると、その1割について、さっき申し上げたように、歳入歳出一体の改革 でもって需要を抑えるという論拠が別な論理で入ってきたときに、これは 削減される危険性が非常に高まる。そうではなくて、基礎的な生活をする のにどの程度の、国民が最低限度の生活をするにはどの程度やるのがいい かということを計算するというか、根拠づけるものと、配る根拠というの は一緒じゃないと。つまり、一緒であるべきだろうという説明をし、面積、 人口で大部分説明できるといっても、それはちょっとどの程度のアベレー ジにしようとミニマムにしようと、計算する根拠と配る根拠というのは一 体化させる必要があるだろうというふうにお話をいたしましたが、この点 は多分平行線で終わって、特に結論は出ていないと思います。

それから、地方債や破綻法制については、前回の意見交換会で、かなり 議論いたしました。私どもと、それからビジョン懇談会のところでは大き な隔たりがあるということは、これは両者とも認識しているところでござ いますので、この両方の点については、私どもの方は、例えば地方債につ いては、公営企業金融公庫などを、例えばですが、地方金融公庫というよ うな全国的な共同発行機関に再編してやるべきだと、これは提案にも書いてあるところですし、私の学派といいますか、所属している学派も戦前から主張している議論ですので、地方金融公庫構想。地方債をコントロールするのには2つの理由があって、国債と地方債とあわせて、公債の発行を市場の論理と違って、つまり景気変動と逆に運用していく。つまり、景気を変えさせてしまって、不況を深化させるということがないように、総量で規制していくということと、もう1つは、ロットが小さな団体が地方債を発行しても合理的な理由があるとき、例えば20年に一度、学校をつくるとか、というようなときには、合理的な理由があるときがあるので、共同発行機関をつくるべきだという主張と言っておりますので、この点については一致していないということですね。していませんね。

最後に、私の方から申し上げたのは、三位一体の改革のことですね。税源移譲と、それから補助金の削減と、それから交付税の改革というのは有機的に関連付けてきちんとやるということで、税源移譲を先送るというようなことがないようにしてもらいたいということと、それから、補助金の改革についてはきちっと進めるという方向で認知してもらいたいということをもう一度申し上げました。この点については書き換えると。特に補助金の改革については非常に重要なので、もう少し積極的に書かないとだめだというのが本間委員の意見でしたので、そう書き換えていただけるものと信じております。

昨年の経済財政諮問会議などでは、地方分権を進める改革と、それから 財政再建を進める改革という、そういう2つのベクトルがせめぎ合って、 三位一体の改革が非常に妥協的なものになったわけですが、どうも今年の 状況を見ていると、地方分権というベクトルが入らない。ビジョン懇の主 義は、地方分権というベクトルを入れることのはずですから、それをベク トルを入れてもらいたいと。歳入歳出一体化の改革という、つまり財政再 建のベクトルと、2つがせめぎ合うような形でもって経済財政諮問会議で、 融合させるような形で結論を得るというのが筋ではないかというふうに申 し上げましたが、これも本間委員が、私の理解では、肯定的なご回答をい ただいたというふうに理解をいたしております。

先生から。

司会

大森先生。

大森委員

もうほとんど尽きているんですけれども、私がこちらの方と検討委員会の方で主として申し上げたことの1つは、国と地方の協議の場の法定化をすべきであるという話で、そこのことについて一言ですけれども、先ほど委員長からお話がございましたように、ビジョン懇の方では、自治事務の執行基準を原則として条例で決めるように改めたいと。そのために、新分権一括法案については、29次地方制度調査会等において検討する、この秋までに検討すると言っていますけれども、これ個別法を全部直す話ですから、そんなものは地方制度調査会でやるはずないでしょうと。そうしましたら、「等」だというふうにおっしゃるので、等というのは、私どもが提案しているように、国と地方が協議する場、そういう場をつくらない限りそんなことが進むはずないでしょうということですので、これは、一応総務大臣のもとでありますから、地制調も入ったということは理解できますけれども、ウエイトはそこじゃなくて、「等」にございます。

その「等」については、ビジョン懇の方はちょっとあいまいになっていまして、国と地方の協議の場というのは強化してきているという総論的な認識なんですが、そこに協議の場を法定するという表現がとられていないので、やっぱりそこはきちんとやっていただきたいと。本間先生も、等が重要だとおっしゃっているんだったら、やっぱり法定の方向で何か検討していただかなきゃ進みませんよということを強く申し上げてありますので、半分ぐらい、希望的観測ですけれども、そこが直していただけるかどうかということがありますけれども、私の全体の印象で言うと、この文章から受けるイメージと、今日のお答えの間にずれがあるんじゃないかと。だから、今日、先ほど委員長がお話しになっているように、直していただけるならば、ある程度少し、共通点がもう少し広がるんですけれども、本当に直してくれるだろうかというのが、ここ一両日の話であるところと思います。

今、多分直されているんじゃないかと思うんですけれども、大田座長の方が直されているんじゃないかと思うんですけれども、どの程度直ったか。私の個人的な意見で言えば、直している文章を事前に見たいなと。見て、もう1回物を言いたいなという気分でございまして、それは向こうの話ですので、一応私どもの主張はきちんと申し述べたということだと思います。その1点です。

司会

どうもありがとうございました。

それでは、質疑に入りますが、まず社名と名前をおっしゃってからお伺いしたいと思います。どなたか。

記者

今後もまたビジョン懇の方とお会いする機会はあるのでしょうかということ、今日で終わりなのかどうかということと、それから確実に修文していただけそうなもの、もう1回、あればちょっと伺いたいのと、逆に神野先生、ここは絶対に変えてもらわないと困るという、何回も言われていますけれども、ご強調されたいところというのは、税源移譲のところなんでしょうか。

神野委員長

今回もそうですけれども、私どもから特に会うつもりというか、私どもの役目柄から言っても、会うという理由はないわけですよね。という答えでいいですね。行政法上も。ですから、こちらから特に申し入れるというようなことはないというふうに思います。

修文については、どの程度していただけるのかどうか、わかりません。 私も先ほど大森委員がご説明になったように、ややここに書いてあること と受けた説明とが違うという印象が強いんですね。どう読んだって読めな いと。例えば、交付税の削減というのはないんですねと。これは、交付税 の削減というのは1か所も書いてありませんというふうにおっしゃるんで すが、しかし12ページというか、分権改革の工程表を見れば、不交付団体 の拡大というのがあって、19年度予算において、所要の歳出削減と書いて あるんですね。これ不交付団体の拡大のところと税源移譲の制度の設計の、 こちら税源移譲やるのかなというと、制度設計の検討とここに出てくるだ けですよね。これを、いや、削減を仮にしたとすれば、そこの部分だけち ゃんと税源移譲するんですよと読めと言われても、ちょっと読めないとい うのが私の印象でして、本文を含めて、ここは読めないと言われても困る んですが、いずれにしても、税源移譲を先送るということがなく、例えば 税源移譲をすれば、当然ですが、不交付団体が増えて交付税額が減ります よね。もちろん、補助金を削減していけば、当然のことながらそれは移譲 するということになるとすれば、全部入れ替わる、来るんですが、そうい うことがちゃんと行われるんだということが全体でわかるように、修文し

ていただきたいというのが、一番大きな、最大のポイントですね。

それから、あとは、どこまでというところは、ここからわからないのですが、わからないのですがというか、一応、例えば補助金の具体的な削減の方法とか、税源移譲の具体的な行い方ということがないので、それはきちんと書いてもらわないと、短期的にこれもやるんだということが伝わりにくいので、どういうふうに進めるのかという進め方を書いてくださいというふうに言っているんですが、ここもどこまで書けるのか。

大森委員

書きます。自由度を拡大するという文章を入れます。そこは書くという 解釈。

神野委員長

いずれにしても、今言ったことを軸にしながら、それに関連しているいる出てきますよね。そういう補助金の問題とか、税源移譲をもうちょっと具体的に書くとか、補助金の削減の方法をもうちょっと具体的に書くとか、そういう今言ったような3つをきちっと有機的に関連付けてやっていきますよというようなことが明確に示されるように、全体を手直ししてもらうということが一番重要なポイントだと思いますが。

大森委員

今回、向こうさんが会いたいと言ってきているわけですから、また向こうが会いたければ、座長の、委員長のご意向で会うということはあるんじゃないでしょうか。と思うんですけれども。私の方から会いたいと言うのはないでしょう。

向こうが大臣の意向を受けて、若干 P (ペンディング)になっている部分について意見を交換せよという話ですから、こちらは応じているに過ぎません。

司会

他にございますか。

記者

この P (ペンディング)になっている公営公庫のあり方については、どんな 議論がありましたか。

神野委員長

だから、平行線というか、私どもの方がむしろ共同発行機関にしましょうということですから、今の公営事業に限らず、地方債を共同で発行する

ような機関に再編したらいいんじゃないかというふうに考えているのですけれども、ビジョン懇の方は、これ原則廃止で、都道府県ごとの共同発行を見据え、あるいは道州制になれば道州制。この点については、私の方は前回もやりましたので、先生、ちょっとご議論していただけますか。

大森委員

これを廃止したときの経緯なんですけれども、廃止はわかっていることですね。廃止しましょうと。暫定的な措置もやりましょうということまではいいんですけれども、要するに私どもの方は、これを新しい、例えば小規模の自治体にもいろんな意味で保障されるような形に発展的に解消するという了解じゃないかと思っていたんですけれども、必ずしもそうじゃなくて、これはこれで終わらせてしまって、あとは都道府県や将来の道州でやればいいじゃないですかという話になっていますので、そこが違うと思うんですよね。

司会

ほかにございますか。

特になければ、これで終わります。

- 以 上 -